

第1回 愛媛県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議次第

日時：令和6年12月10日（火）8：00～

場所：県庁第一別館3階第3・第5会議室

1 開 会

2 議 題

（1）高病原性鳥インフルエンザの発生状況（経緯）について

（2）これまでの取組について

（3）今後の防疫対応方針について

（4）知事からの指示事項

3 閉 会

高病原性鳥インフルエンザの発生状況（経緯）について

1 異常家きん等の通報

通報日時：令和6年12月9日（月） 10時40分

通報者住所：愛媛県西条市

通報内容：7鶏舎中1鶏舎で異常家きんが発生

2 現地調査（立入検査）

開始時間：令和6年12月9日 12時00分

立入者：東予家畜保健衛生所の家畜防疫員2名

3 通報農場（A農場）詳細

住所：愛媛県西条市

飼養羽数：合計約150,000羽（採卵鶏） 鶏舎7棟

4 検査所見

（1）異常家きんの状況

発生鶏舎 77号鶏舎

状況 7羽が固まって死亡、1羽が沈うつ

（2）鶏インフルエンザ簡易検査の結果

10羽中7羽（死亡鶏8羽中6羽、異常鶏2羽中1羽）で陽性

5 農場への指示事項

家きん等の移動制限、農場出入口制限、部外者立入制限

6 遺伝子検査の結果

12月10日6時00分：遺伝子検査において陽性

12月10日8時00分：農林水産省が確認（疑似患畜確定）

7 その他参考となる事項

（1）埋却場所：焼却等に対応

（2）関連農場

農場名	農場所在地	飼養状況	用途
B農場	愛媛県西条市	約8.6万羽	採卵鶏
C農場	愛媛県今治市	約20羽	採卵鶏

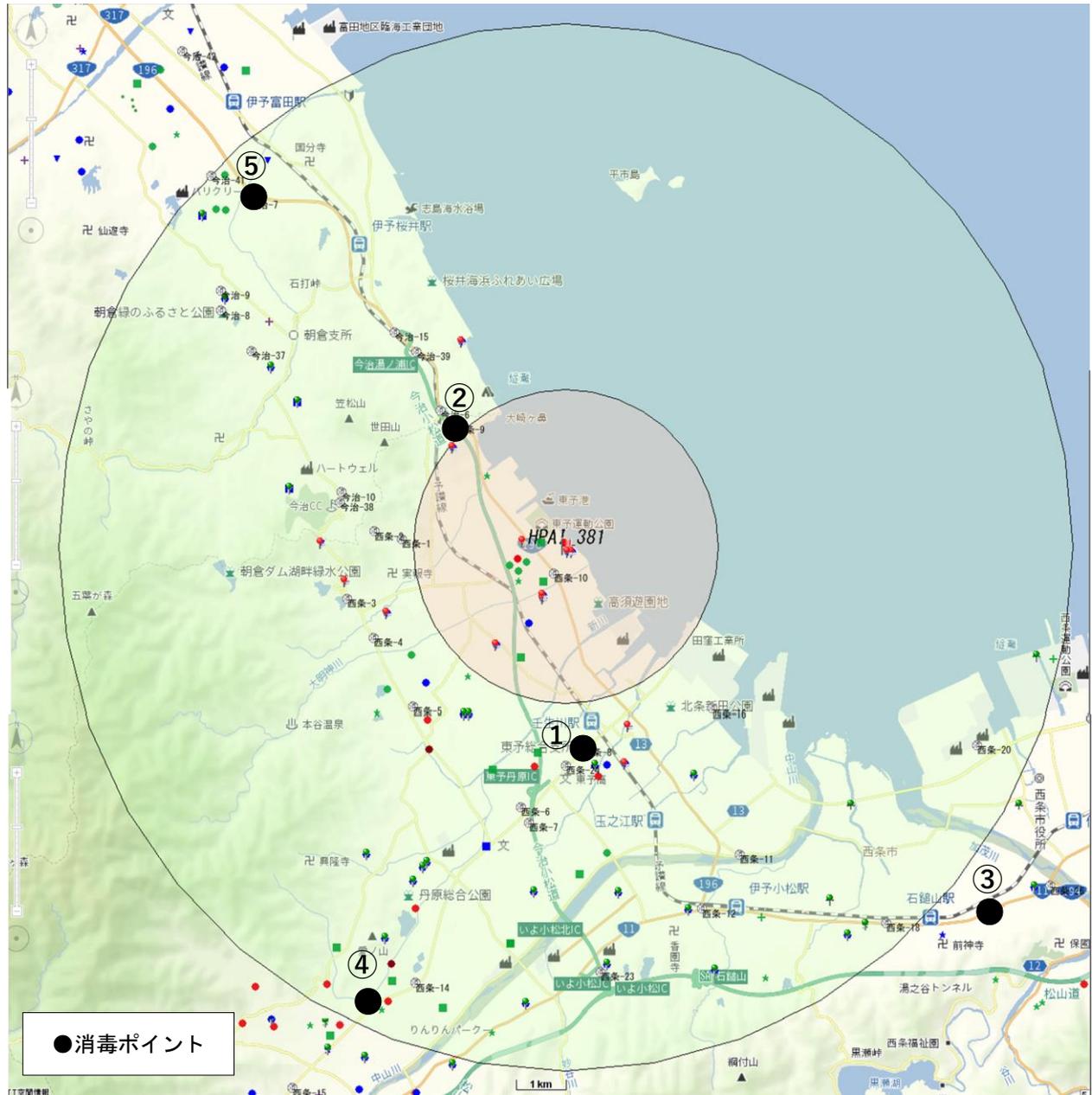
(3) 周辺農家戸数、羽数（発生農場、関連農場を除く）

	採卵鶏		肉用鶏		その他		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km 圏内 (移動制限予定区域)	1	106,000					1	106,000
3-10km 圏内 (搬出制限予定区域)	6	122,500	3	54,540	1	6,280	10	183,320
合 計	7	228,500	3	54,540	1	6,280	11	289,320

(4) 周辺の畜産関連施設

	食鳥処理場	GP センター	化製場	孵化場
3km 圏内 (移動制限予定区域)		1		
3-10km 圏内 (搬出制限予定区域)				

制限区域の設定と消毒ポイントの設置箇所について



区間	No.	移動規制 (消毒ポイント)
3km	①	西条市西部支所
〃	②	国道 196 号西条市河原津 (調整中)
10km	③	JA えひめ未来神戸野菜集出荷場
〃	④	周桑農協西部センター
〃	⑤	JA 越智今治育苗センター

これまでの取り組み

【統括指揮部】

○防疫指導班

- 1 緊急消毒の開始
- 2 県内家きん飼養農場の調査及び注意喚起
県内全ての農場（飼養羽数 100 羽以上の 113 農場）で異常なし
- 3 移動規制を開始

○総務班

本日 8 時 00 分、愛媛県高原病性鳥インフルエンザ防疫対策本部、東予地方局現地対策本部を設置

○情報班

- 1 プレスリリース
12/9 17:00 第 1 報（疑い事例の発生について）
12/10 7:00 第 2 報（対策本部会議の開催等について）を公表
- 2 ホームページに関連情報を掲載
- 3 記録員を現場に派遣

○動員班

- 1 初動防疫活動：東予地方局職員等が防疫活動等を開始
- 2 応援職員の派遣
第一動員者として 8:30 に県庁を出発（79 名）

○市町・団体支援班

市町、関係団体に対して情報提供及び協力を要請

○焼埋却班

焼却準備中

○移動規制班

東予地方局管内に消毒ポイントを設置し、畜産関係車両の消毒を実施予定。

【県民環境部】

半径 10 k m を野鳥監視重点地区とし、野鳥の監視体制を強化

【保健福祉部】

集合施設へ保健師を派遣し、防疫従事者の健康調査を実施
人の健康及び食の安全等に関する相談窓口を設置

【土木部】

とべ動物園・南レク公園で鳥類飼育施設の閉鎖等を実施

【教育委員会】

学校飼育動物に関する指導を実施

今後の防疫対応方針

- 1 県及び現地对策本部の設置及び本部会議開催
 - ・ 対策本部設置 疑似患畜の判定後（12/10 8：00）
 - ・ 第1回本部会議開催 12月10日（火）8：00～
（場所：第一別館3階第3及び第5会議室（災害対策室））
 - ・ 第2回本部会議開催 殺処分完了後
 - ・ 第3回本部会議開催 発生農場での防疫措置完了後

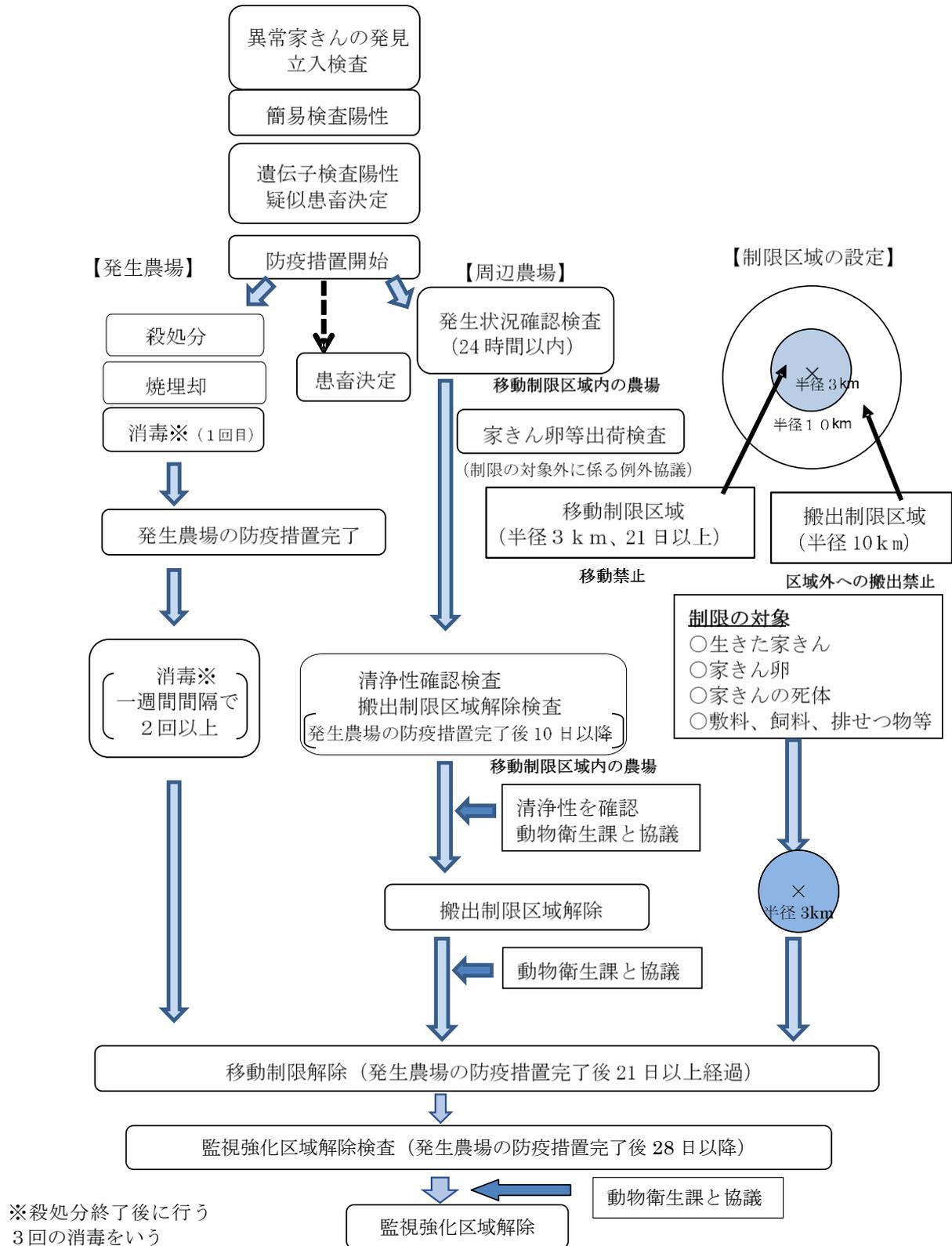
- 2 殺処分及び焼却処分
殺処分後、焼却処分予定

- 3 消毒ポイントの設置場所の公表
HPに掲載するとともに、養鶏関係者には連絡

- 4 移動制限及び搬出制限区域（家畜伝染病予防法第32条）の設定及び告示
 - ・ 移動制限区域（発生農場から半径3km圏内）
 - ・ 搬出制限区域（発生農場から半径3～10km圏内）

- 5 その他
 - ・ 周辺農場での発生状況確認検査（防疫措置開始後、原則24時間以内）
 - ・ 周辺農場での清浄性確認検査（防疫措置完了後10日目、陰性の場合は搬出制限区域の解除）
 - ・ 新たな発生がなければ防疫措置完了後21日目に移動制限区域の解除
 - ・ 対策本部解散は、移動制限区域の解除による

高病原性鳥インフルエンザ発生における防疫措置の概要



知事からの指示事項

- 全庁を挙げた初動体制で防疫対応に当たること。
- 迅速な殺処分、焼却処分、消毒ポイントでの確実な消毒など、しっかりと封じ込めを行い、感染拡大を防ぐこと。
- 渡り鳥や野鳥によりウイルスが運ばれた場合、いつ、どこで発生するかわからないため、他の地区でも、監視体制を強化すること。
- 県民へ正確な情報を提供し、不安解消、風評被害の防止に努めること。
- 今回の発生にあたっては、当面の防疫措置の実施に必要な人員は確保できる見込みであることから現時点では、ただちに自衛隊の派遣要請を行わないが、既に自衛隊等と綿密な連携を図っており、最善の対応ができるよう、引き続き連携に努めること。